

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第76号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区における水産資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

令和8年5月12日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海面

2 指示の内容

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

3 指示の期間

令和8年8月15日から令和13年8月14日まで